



みやこ町

第 13 号



農業委員会だより

■発行/みやこ町農業委員会

■住所/みやこ町勝山上田960番地

■電話/0930-32-2512

遊休農地を無くそう

農業者の高齢化や担い手不足による遊休農地（耕作放棄地）が年々増加する傾向にあります。

農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員が農地パトロールを行い、遊休農地を把握し、その所有者等に対し、農地の意向確認や、適正管理の指導を行っています。

農地を一度荒廃させてしまうと、元の状態に戻すのは大変な時間と労力が必要になりますので、適宜草刈りや耕起をし、農地の保全に努めましょう。

農地の無断転用を無くそう

農地転用には農地法に基づく
手続きが必要です

農地転用とは？

農地転用は、農地に住宅の建築を行ったり、駐車場や資材置場などにしたりと、農地を耕作以外の用途に変更することをいいます。

農地転用は許可が必要です

農地転用をするには、農地法第4条または第5条の許可が必要です。

第4条と第5条の違い

農地法第4条は農地の所有者自らが農地転用を行う場合で、農地法第5条は農地の所有者から農地を買ったり、借りたりして農地転用を行う場合に必要な許可です。

農地を無断で転用すると

農地を無許可で転用した場合には、権利の移転や設定の効力が生じません。登記もできません。さらに、農地法に違反する転用となり、原状回復命令を受けたり、罰則が科せられることもあります。転用のお考えの方は、事前に相談のうえ、手続きを行うようにしましょう。

もくじ

新しい農業委員さんが決まりました . . . P2

老後の備えは農業者年金で安心 P3

みやこ町賃借料情報 P4

新しい農業委員さんが決まりました

農業委員の任期満了に伴い、新しく13名が決まりました。また、担当地域も決まりました。これから3年間、農家のみなさんの代表としてみやこ町の発展のため活躍が期待されます。

【任期：平成31年4月1日～令和4年3月31日】

会 長 嶋田光雄（勝山）

副会長 松岡英隆（犀川）・田中利夫（豊津）

みやこ町農業委員会委員担当地域（犀川）

氏名	正 住所	電話番号	副 氏名	担当地域
村上 高茂	犀川上高屋 2508	42-1183	松岡 英隆	蔵持・上高屋・下高屋
桃井 俊雄	犀川末江 124-1	42-1836	下田 滋之	末江・ハツ溝・古川・久富・ 続命院
下田 滋之	犀川喜多良 1280-1	42-0227	藤河 孝俊	喜多良・鎧畑・大熊・山鹿・上本庄・ 中本庄・下本庄
藤河 孝俊	犀川谷口 408	42-1657	桃井 俊雄	崎山・柳瀬・大坂・松坂・大村・ 谷口・木山・生立・花熊
松岡 英隆	犀川犬丸 879-2	42-2887	村上 高茂	犬丸・内垣・上木井・下木井・横瀬・ 上伊良原・下伊良原・扇谷・帆柱

みやこ町農業委員会委員担当地域（勝山）

氏名	正 住所	電話番号	副 氏名	担当地域
嶋田 光雄	勝山箕田 368-12	32-2956	福森 猛	箕田1・箕田2・箕田3・上田1・ 上田2・上黒田1・勝山
福森 猛	勝山黒田 263	32-3811	嶋田 光雄	上黒田2・中黒田1・中黒田2・ 中黒田3・下黒田1・下黒田2
九十九 実	勝山松田 2737-2	32-4852	持永 貞秀	上野・新町・飛松・下田・菩提・ 御手水・函師・上久保・中久保・ 下久保・平尾
持永 貞秀	勝山宮原 280-1	32-2537	九十九 実	上矢山・米山・矢山・池田・岩熊・ 上河内・下河内・宮原・長川

みやこ町農業委員会委員担当地域（豊津）

氏名	正 住所	電話番号	副 氏名	担当地域
山本 定信	光富 900	33-3183	田中 利夫	節丸・光富・西区・布引・上原・ 吉岡
田中 利夫	国分 468	33-3278	山本 定信	上坂・台ヶ下・台ヶ原・二月谷・ 緑ヶ丘・錦ヶ丘・錦町・甲塚・長養・ 彦徳・高崎・国分
白川 喜作	徳永 2686-1	080-5219- 0697	白川 和代	綾野・下原・皆見・徳永
白川 和代	徳政 379-2	33-3271	白川 喜作	徳政・惣社・有久・国作・田中

老後の備えは農業者年金で安心！

女性農業者のみなさんへ あなた自身の年金を！

老後の備えは万全ですか？

現在65歳の農業者年金加入者の平均は、
男性が19年（84歳）
女性が24年（89歳）です。
女性の老後は男性以上に長い道のりです。

**農業者年金は女性農業者の長い老後
をしっかりサポートします！**

家族経営協定を結べば保険料の 国庫補助もうけられます。

認定農業者で青色申告をしている方と家族
経営協定を結ぶ配偶者も保険料の国庫補助
が受けられます。

女性の農業経営への参画をしっかり応援します！

農業者の老後の生活の収入は、国民 年金＋農業者年金が基本です。

国民年金の支給額は夫婦お二人で
月額最高約13万円です。
一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で
23～24万円が必要となるデータがあります。
月額約10万円

国民年金の不足分をしっかりカバーします！



★ 農業者年金に、夫のみ加入した場合と夫婦で加入した場合の比較 ★

	夫と妻は同年齢で、農業者年金へは30歳で保険料月額2万円で通常加入し、 農業者年金加入者の平均余命（男性87歳、女性92歳）まで生存するとして比較	
	65歳～87歳の年金額（夫婦）	88歳～92歳の年金額（妻のみ）
ケース1 農業者年金 に夫のみ加 入	○国民年金 夫月額6万5千円 妻月額6万5千円 計月額13万円	○国民年金 妻 月額6万5千円
	○農業者年金 夫月額4万2千円	○農業者年金 なし
	合計：月額17万2千円	合計：月額6万5千円
ケース2 農業者年金 に夫婦で加 入	○国民年金 夫月額6万5千円 妻月額6万5千円 計月額13万円	○国民年金 妻 月額6万5千円
	○農業者年金 夫月額6万5千円 妻月額3万6千円 計月額7万8千円	○農業者年金 妻 月額3万6千円
	合計：月額20万8千円	合計：月額10万1千円

※農業者年金の資産額については、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の予定利率0.35%として行っています。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成30年度は0.35%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

みやこ町賃借料情報

平成30年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。

1. 田の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
山間地	5,600円	13,600円	3,000円	23筆
準平坦地	8,900円	13,600円	6,800円	75筆
平坦地	11,500円	20,000円	2,100円	939筆
（参考）みやこ町平均	11,100円			

2. 畑（普通畑）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
全 域	該 当 デ ー タ 無			

※1 データ数は、集計に用いた筆数である。

※2 賃借料を物支給（水稻）としている場合は、60kg当たり13,600円に換算している。

※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

※4 畑については、提供できるデータ不足のため表記していません。

山間地：犀川地区の蔵持・上喜多良・鎧畑・扇谷・帆柱
勝山地区の上河内・下河内・上矢山・米山

準平坦地：犀川地区の末江・大坂・松坂・横瀬・上伊良原・下伊良原
勝山地区の矢山・池田・函師・平尾・御手水・飛松・菩提・箕田3

平坦地：犀川地区の準平坦地及び山間地以外
勝山地区の準平坦地及び山間地以外
豊津地区全域

※ なお、この「賃借料情報」は今まで制定されていた「標準小作料」とは違い、拘束力はなく、賃借料決定の参考として提供するものです。賃借料は対象農地の状況等に合わせ、柔軟に当事者同士で設定してください。

発行 みやこ町農業委員会

〒824-0892

みやこ町勝山上田960番地

TEL 0930-32-2512（内線260・261）